

### 3. 電気通信主任技術者

電気通信主任技術者規則第19条の規定により、次表に示す科目区分毎に定められた授業時間数を履修し、その単位を修得している者は電気通信主任技術者資格試験の中「電気通信システム」の試験が免除される。

免許を希望する学生が履修しなければならない科目並びに時間及び単位

科 目	区分毎に定められた授業時間数	科 目	授業時間数		
自然科学科目	—				
基礎 専 門 教 育 科 目	60	○数学ⅠA 数学ⅠB 数学ⅡA	30(2) 30(2) 30(2)		
		60	力学基礎 熱と波動論基礎 現代物理学入門 力学基礎演習 物理学基礎実験	30(2) 30(2) 30(2) 30(1) 30(2)	
			60	○基礎電磁気学Ⅰ ○基礎電磁気学Ⅱ ○電磁気学	30(2) 30(2) 30(2)
	60			○基礎回路理論Ⅰ ○基礎回路理論Ⅱ	30(2) 30(2)
				60	○基礎回路理論Ⅲ 電子回路第一 電子回路第二
	30		パルス・デジタル回路		30(2)
	30	情報理論 計算機工学第一 ○計算機プログラミング演習第一	30(2) 30(2) 30(1)		
		60	○電気情報工学基礎実験第一 ○電気情報工学基礎実験第二 ○電気情報工学実験	90(2) 90(2) 90(2)	
	専門 教育 科 目		(30)	通信法規	30(2)
			(30)	情報伝送工学 電磁波デバイス	30(2) 30(2)
(30)		情報ネットワーク	30(2)		
(30)		通信システム	30(2)		

科目名の○印は学科を卒業するために必要な科目。平成10年4月に入学した者から適用。